



平成29年6月6日

各 位

会 社 名 株式会社 ダイセキ環境ソリューション
代表者名 代表取締役社長 二宮 利彦
コード番号 1 7 1 2 (東証・名証各第一部)
問合せ先 総務部 総務マネージャー 谷口 正典
電話番号 052(611)6350 (代表)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、平成29年6月6日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	平成29年6月30日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 60,000株
(3) 発行価額	1株につき1,301円
(4) 発行総額	78,060,000円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役（監査等委員であるものを除く）4名 60,000株
(8) そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、平成29年4月6日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、また、同年5月24日開催の第21回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のために、対象取締役に対して、年額120百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は30年間とすることにつき、ご承認をいただいております。

3. 本制度の概要等

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 120 百万円以内といたします。

各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行しまたは処分する普通株式の総数は、年 60,000 株以内（※）とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には、当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む契約が締結されることを条件といたします。

（※）ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整するものとします。

4. 今回の発行内容

今回、当社は、対象取締役 4 名に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲および諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 78,060,000 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、当社の普通株式合計 60,000 株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することにいたしました。

本新株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役 4 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、本割当株式の発行を受けることとなります。

また、本制度導入目的である株主価値の共有を可能な限り長期にわたって実現し、対象取締役の在職期間において、当社価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるため、譲渡制限期間は 30 年間とするとともに、後記 5.（2）のとおり、対象取締役が任期満了または死亡その他正当な理由により退任した場合は、譲渡制限を解除することとしております。

5. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間 2017 年 6 月 30 日～2047 年 6 月 29 日

（2）譲渡制限の解除

当社は原則として、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社または当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準じる地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除することとします。

ただし、対象取締役が当社または当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準じる地位のいずれからも退任した場合には、任期満了または死亡その他当該退任につき当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、譲渡制限を解除することとします。

（3）当社による無償取得

譲渡制限期間満了時点もしくは（2）で定める譲渡制限解除した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式については、当社が当然に無償で取得することとします。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分ができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口

座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意しています。

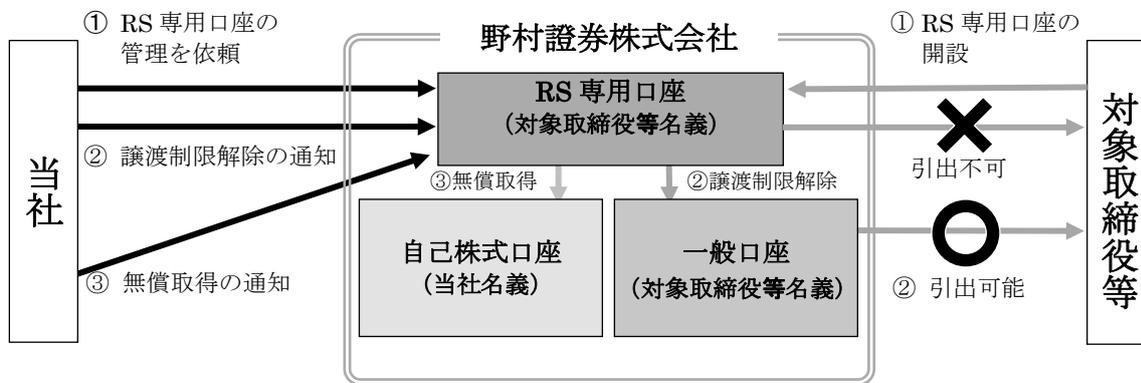
(5) 組織再編等に関する取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することとします。また、当社は、譲渡制限が解除された直後において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得することとします。

6. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行は、本制度に基づく当社の第 22 期事業年度の譲渡制限付株式の付与のために支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、平成 29 年 6 月 5 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 1,301 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。なお、この価額は東京証券取引所における当社の普通株式の 1 ヶ月（平成 29 年 5 月 8 日から平成 29 年 6 月 5 日まで）の終値単純平均値である 1,307 円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じであります。）からの乖離率▲0.51%（小数点以下第 3 位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じであります。）、3 ヶ月（平成 29 年 3 月 6 日から平成 29 年 6 月 5 日まで）終値単純平均値である 1,288 円からの乖離率 0.98%、および 6 ヶ月（平成 28 年 12 月 6 日から平成 29 年 6 月 5 日まで）終値単純平均値である 1,282 円からの乖離率 1.44%となっておりまして、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

(ご参考) 【譲渡制限付株式 (RS) 制度における RS の管理フロー】



以上